

ICCLC NEWS

公益財団法人国際民商事法センター

第56号 2018年12月

HEADLINE

本号では、東アジア行政法学会が主催して、当財団が後援して2018年11月24日（土）～25日（日）に大阪千里ライフサイエンスセンターで開催された「東アジア行政法学会（講演会）」を取り上げました。東アジア行政法学会は、1995年に設立され、その総会は、概ね2年おきに、日本、韓国、中国、台湾で開催されていて、今回は13回目の総会となりました。

今回は、「個人情報の保護」及び「環境」をテーマとして、4か国夫々の専門家が、講演を行い、その後、討論が行われました。日本のほか、韓国、中国、台湾から、それぞれの地域を代表する行政法研究者・実務家の合計150名を超える参加者に集まっていただき、質疑応答も活発に行われました。

概要は以下のとおりです。

1、プログラム

- (1) 開催日 2018年11月24日（土）、25日（日）
- (2) 会場 千里ライフサイエンスセンター・山村雄一記念ライフホール
- (3) 行事日程

第1日 11月24日（土）

開会式

- 日本：亙理格 中央大学教授
- 韓国：朴正勳 ソウル大学校教授
- 中国：応松年 中国国政法大学終身教授
- 台湾：陳春生 台北大学副校長

第1テーマ 「個人情報の保護」①

- 豊島明子（南山大学法務研究科教授）「日本における個人情報保護制度の展開と法的課題」
- 鄭準鉉（檀國大学校法科大学教授）「IoTと個人情報保護の法的問題」

第1テーマ「個人情報の保護」②

周漢華（中国社会科学院法学研究所研究員）「個人情報保護と利用促進の両立に向けた法制度の構築」

范姜眞嫩（東海大学法学院教授）「現行個人情報保護法における忘れられる権利の実現に関する一考察」

第1テーマ討論

第2テーマ「環境」①

野田崇（関西学院大学法学部教授）「人口減少時代の都市と都市環境の保全」

金鍾甫（ソウル大学校法学専門大学院教授）「韓国における再建築および再開発事業の展開過程」

懇親会（千里ライフサイエンスセンター・千里ルーム）

第2日 11月25日（日）

第2テーマ「環境」②

劉如慧（国立臺北大学公共行政暨政策学系副教授）「台湾における都会大気汚染の現状、紛争とその対策」

朱芒（上海交通大学教授）「都市環境ガバナンスにおける行政法の課題」

第2テーマ討論

閉会式

2、内容報告 東アジア行政法学会事務局長 下山憲治（名古屋大学）

はじめに

東アジア行政法学会第13回国際学術総会（講演会）が、2018年11月24日と25日の両日にわたり、千里ライフサイエンスセンター・山村雄一記念ライフホールにて、「個人情報の保護」と「環境」の2つをテーマとして開催された。今回は、8年ぶり4度目の日本開催となった。日本のほか、韓国、中国、台湾から、それぞれの地域を代表する行政法研究者・実務家の合計150名を超える参加者を得た。

東アジア行政法学会国際学術総会は、1995年に第1回国際学術大会が日本（名古屋）で開催されて以来、概ね2年ごとに、日本・韓国・中国・台湾の各国・地域によって持ち回りで開催されている。この学術総会は、開催国・地域が主体となって設定したテーマを基に、それぞれの行政法制や理論状況を報告し、相互の意見交換と交流を主目的として行われてきた。そして、国・地域の政治体制や諸事情に応じた既存の制度のほか、問題の発現態様などに差異や相違があるものの、そこに通底する問題の本質、共通の法的課題の確認と解決に向けたさまざまなアプローチや手段・方法の新たな発見、そして、それらの理論基盤の構築を目指し、共有化する場として大きな役割を果たしている。

今回の学術総会の第1テーマ「個人情報の保護」が設定された趣旨は、次のとおりである。インターネット社会の進展により、個人に関する情報が大量に集積され、容易に結合されて特定の個人が識別されるよう

になり、また、大量に漏洩しうる時代になっている。さらに、ひとたびインターネット上で蓄積された個人情報、時が経過しても容易に検索エンジンにより検索され、そのため、過去の誤りが忘却されることがなくなり、検索結果からの個人情報の削除を求める「忘れられる権利」が国際的に議論されるようになっていく。このようにインターネット社会において、個人情報保護は、困難な新たな課題に直面している。他方において、ビッグデータとしての個人情報を加工して特定の個人を識別できないようにして、新産業の創出並びに活力ある経済社会および豊かな国民生活の実現に資するように有効利用を求める動きも高まっている。インターネット社会において、ビッグデータとしての個人情報の保護と利用をいかに調和させるかは、多くの国が解決を模索している問題である。

また、第2テーマ「環境」が設定された趣旨は次のとおりである。文明社会における開発と産業化を背景に、人の生命・健康、自然、住環境の保護が課題となっており、特に都市環境問題について検討することとした。それは、人類の富や文化の源泉である都市は、産業および人口の集積に伴い、大気汚染などの公害や大量の廃棄物の発生という社会問題や、良好な住環境のための街並みや緑地の維持・形成という固有の政策課題を発生させ、また、高齢化・人口減少が進むにつれ、都市の空洞化への対応も必要となるからである。東アジアの国および地域が、都市環境に関し、どのような課題や困難に直面し、また、それを解決するためにいかなる法的対応を試みているかについて、情報交換をするとともに、今後の法制度のあり方について討論することにある。

以上の2テーマについて、それぞれの国・地域から報告者を立て、計8本の報告と質疑・討論が、次のとおり行われた。

(1) 開会式

1月24日は、初めに日本代表として亙理格・中央大学法学部教授、韓国代表として朴正勳・ソウル大学校法学専門大学院教授、中国代表として応松年・中国政法大学終身教授、そして、台湾代表として陳春生・台北大学副校長が挨拶された。

(2) 第1セッション：「個人情報の保護」

まず、豊島明子・南山大学法務研究科教授が「日本における個人情報保護制度の展開と法的課題」と題して報告された。この報告では、日本の個人情報保護制度の歴史的展開や制度体系について、情報通信技術の進展の中で、個人の権利利益保護の実現という観点から検討し、日本の国の制度は、個人情報の有用性と個人の権利利益保護を並列的に置き、両者の規制・調整を図ることを根本思想としており、個人情報保護について権利（プライバシー権・自己情報コントロール権）保障ないしその実現を軸とした制度設計を行うことに消極的であったこと等を指摘された。そして、ビッグデータの活用が求められる時代ではそのような問題状況がより鮮明となり、匿名加工情報や非識別加工情報に関わる規制に関し「個人の権利利益の保護」よりも、2015・16年における個人情報保護法・行政機関個人情報保護法の改正により挿入された「個人情報の適正かつ効果的な活用」、「個人情報の有用性」への配慮が過剰に重視されている懸念があること、その他、個人情報に関わる自主規制の実効性、個別分野法の未整備、地方自治との関係などに関し、新たな権利論の構築も含め、より望ましいあり方を考えていくことの必要性が指摘された。

次に、韓国の鄭準鉉・檀國大学校法科大学教授が「I o Tと個人情報保護の法的問題」と題して、個人情報保護の観点からモノのインターネット環境において生まれる情報の属性と危険を検討した上で、個人情報の侵害に対する情報主体の情報格差(情報の不平等)を解消しつつ、無限の価値創出が求められる個人情報活用を目的とした制度について検討された。I o T社会、すなわち、デジタル情報によって制御される物理的なシステムによって、個人と社会の需要がリアルタイムに満たされる社会においては、個人情報の提供がないままでは、個人の需要に応え、また、公益増進は困難である。そのため、I o T環境においては、無限の価値のある無数の個人情報が公私の区分なく要求される一方、個人情報主体である本人の保護要請との間で衝突が起こる。この局面では、情報格差により、本人の自己情報コントロール権が事実上形骸化し、個人情報の収集は事前探知が難しく、個人情報侵害が発生しても立証が困難である。このような認識を前提に、①個人情報の合理的なレベルの匿名化はI o T社会の構成員が共同体の利益のために受忍すべき社会的制約と観念すること、②個人情報を活用しようとする情報処理者とそれを享受する利用者間の情報格差の解消に向けた法制度の創設、③不正アクセスや誤用・濫用に対する社会共同体的監視の仕組みづくり、④グローバル社会の中での「デジタル優先」に向け、各国のより良い立法政策に向けた取り組みが必要であると提案された。

(3) 第2セッション：「個人情報の保護」

まず、中国の周汉华・中国社会科学院法学研究所研究員が「個人情報保護法とインセンティブを両立させるメカニズムの構築」と題して報告された。同報告では、中国では、個人情報保護の立法化を進めているが、それに特化した法律がないため、原則的内容を定める規定しかないこと、責任追及(特に刑事責任)が中心となり、手続規範とガバナンスの問題を軽視する姿勢が見られ、個人情報保護の実効性の限界を指摘される。そして、システム安全からデータの安全性へ、また、個人情報の重要性といった情報安全に関する認識を変化させ、それに合わせた組織編成が必要であること、コンプライアンスとプロセスの視点から個人情報保護を業務全体に一貫して導入することの必要性を説かれる。個人情報保護に向けたインセンティブとして企業等の内部ガバナンスメカニズムの構築と保護水準の向上、個人情報処理過程の透明性確保と公開の推進、行政罰と協働メカニズムを構築し、違法行為の摘発を行うことが重要であるが、それに加え、情報主体の権利行使の観点も取り入れ、情報主体、情報コントロール者、管理者という三者間の多元的なガバナンス構造の必要性を説かれる。単に命令的規制立法ではなく、多元的で相互推進を重視する法制度の構築を重視されている。

次に、台湾の范姜眞媿・東海大学法学院教授が「現行個人情報保護法における忘れられる権利の実現に関する一考察」を報告される予定であったが、諸事情により、簡玉聰・高雄大学財法系助理教授がコメントを付しつつ、同教授の報告を代理された。同教授の報告では、急速に発展する情報技術社会の中で、いかにして自己の個人情報の拡散を抑制し、自己情報コントロール権、とりわけ、「忘れられる権利」を実現するのかが大きな課題となっていることを指摘された。この権利の基礎・性質等を検討した上で、台湾における学説では「忘れられる権利」に大方が肯定的評価をしているものの、個人情報保護法制における実現方法については見解が分かれているが、同報告では個人情報の拡散防止に向け、保護すべき権利と位置づけられた。台湾の裁判実務では、検索エンジン業者に対する権利として「忘れられる権利」を認めるが、表現の自由・報道の自由の観点から困難な点もあり、情報源であるインターネットメディアに対しても、虚偽報道であって公共の利益に資することのない場合など、削除を請求する権利が認められるか、再検討の必要を指摘し、

情報の自由流通を保障しつつ、外部からの不当な介入を避けるため、情報削除に関する判断基準の設定とその判断過程の透明化が重要であることを指摘された。

第1セッションと第2セッションの両方に関する質疑応答・討論では、宇賀克也・東京大学大学院法学政治学研究科教授、韓堅愚・延世大学校法学専門大学院教授、黄永維・最高人民法院行政庭庭長、城仲模・財団法人台湾法治暨政策研究基金会董事長の司会の下で行われた。EUとの関係、匿名化や利活用など、各国・地域での関心も多く、予定時間を大幅に超える活発な質疑・議論が展開された。

(4) 第3セッション：「環境」

まず、野田崇・関西学院大学法学部教授が「人口減少時代の都市と都市環境の保全」と題して報告された。同報告では、人口減少時代を迎えた日本の都市法にとって都市の縮退、低未利用土地・建物の発生が過大になるとの認識のもと、都市計画法の歴史、都市政策の課題の変容を踏まえ、都市の生活環境や都市機能の保全に資するために導入された都市法制上の諸制度、とりわけ、協定と誘導に着目して検討された。協定方式も誘導も、都市において実現されるべき公共性が必ずしも自明ではなくなった時代に対応した手段であると評価された。しかし、都市再生安全確保計画に基づく諸協定制度など、建築協定のように一定の目標像を関係者間で共有するというよりも、都市機能を維持管理する側面が強く、協定制度の多用は、一方的義務賦課（規制）の導入回避であるともいえ、公共的な関心事を私的処分に委ねることがどこまで許容されるのか、疑問を提起された。また、立地適正化計画制度における誘導方式は、開発自由を前提とした上で都市拡大を整序しようとする都計法の枠組みを維持しつつ、居住と都市機能の集約を進めようとした結果に過ぎないのではないか、開発不自由をデフォルトにする制度改革による規制もあり得ない旨も指摘された。

次に、金鍾甫・ソウル大学校法学専門大学院教授は、「韓国における再建築、再開発事業の展開過程」と題して報告され、韓国の築20年のマンションを建て替える再建築と、マンション建設のための再開発事業は、都市整備法の下で規律され、都市の機能を回復するための整備事業という点で共通することが指摘された。韓国の再開発は住宅の再開発を中心とし、1970年代半ば以降、マンション新築の一手法として定着してきた。再建築と再開発事業の促進は、多数の利害関係者による紛争原因となり、再開発事業については主に行政訴訟によって、再建築事業については民事訴訟によって争われてきた。2003年に両事業が都市整備法に統合された後、再建築事業が整備事業の主流となり、民事訴訟が増加した。しかし、大法院が2009年、日本の第二種市街地再開発事業と同様の仕組みである組合設立認可と管理処分計画認可について行政訴訟のみの提起を認めたことにより、行政訴訟の重要性が高まりつつある。特に整備事業の手続が進行していく過程で、訴えの利益を理由として却下されるケースが続出し、それが行政法学における新しい訴えの利益論登場の契機となった。ただし、こうした判決が伝統的な行政法理論との調整がなされないまま続く場合、法秩序全体の理論構造が歪曲されてしまう懸念がある旨、指摘された。

(5) 東アジア行政法学会学術総会懇親会

第3セッション修了後、懇親会が開催された。懇親会は、開会の辞の後、亙理格教授が主催者挨拶をされ、続けて、共催者である国際民商事法センターを代表して北野貴晶・事務局長が同センターの活動の一環として共催された旨などを挨拶された。その後、董皞・中国行政法学会研究会副会長・広州大学原副校長、董

保城・社団法人台湾行政法学会理事長・東呉大学副校長、そして、李益鉉・韓国法制研究院院長がスピーチされ、最後に、市橋克哉・名古屋大学大学院法学研究科教授が閉会の挨拶をされた。

(6) 第4セッション：「環境」

1月25日は、第4セッションから始まった。まず、劉如慧・国立台北大学公共行政暨政策学系副教授が「台湾の都市大気汚染に関する現状、紛争及び対策」として題して報告された。同報告では、台湾の都市の大気質が改善傾向にある状況が説明された後、最新の大気質重大悪化緊急防止規則と大気汚染防止法の改正により、将来、台湾の大気質をさらに改善させて、国民の健康を守ることが期待される旨評価された。特に、大気汚染防止法改正では、規制強化、情報公開・市民参加、内部通報制度の創設、移動発生源規制などの措置が新設され、環境保護署への委任立法事項は120項目余りに及んでおり、一部の規定について、市民から批判があり、規制当局のアカウントビリティや補助金給付などの方策を併用するなどの必要が生じていることが指摘された。加えて、大気汚染防止法改正は、瀝青炭や石油コークスの禁止・制限に関する紛争の頻発に対応し、環境保護署に統一的な審査原則を定める権限を付与したが、それは同時に、地方の自治立法・行政裁量を大幅に制限するものとなった。国家のエネルギー政策としての全体的な配慮があるものの、大気汚染防止のための地方自治に関する事項について、地方自治権限を侵害している疑いがないとはいえない旨、指摘された。

次に、朱芒・上海交通大学凱原法学院教授が「都市環境ガバナンスにおける行政法の課題—公衆参加を対象に—」と題して報告され、2007年の化学物質を巡る厦門パラキシレン事件を契機とした都市環境に関する公衆参加制度の状況、公衆参加の方法と特徴をまとめ、行政機関に対する法的拘束、段階的公衆参加と公衆参加の到達点に合わせた法制度のあるべき方向を探究された。都市環境問題のカバナンスにおける公衆参加をいかに法制度化し、具体的な法規定とするのかが今日的課題の一つであること、理論上、義務的手続として公衆参加を位置づけ、その結論に法的拘束力を与える仕組みがある一方、法定公衆参加手続であってもその結論への対応を任意とする仕組みがありうることが指摘された。そして、市民の参加権（意見提出権や資料開示請求権など）やそれに適切に対応する行政のアカウントビリティないし市民サイドの請求権が論点となるが、まずは、行政機関の考慮・評価プロセスの透明化手続制度を設定する必要性が指摘された。同時に、環境問題については行政公益訴訟と環境影響評価制度があるが、問題点もあり、公衆参加等のガバナンス方式の発展がどのような影響を受けるかは、更なる検討が必要であることを指摘された。

第3セッションと第4セッションの両方に関する質疑、討論は、角松生史・神戸大学大学院法学研究科教授、金裕煥・梨花女子大学校法学専門大学院教授、陳春生・台北大学副校長、沈开举・鄭州大学法学院教授の司会の下で行われた。協定制度や同意制度、空き家問題解決に向けた法制度、不法建築物対策に関する質疑や討論が活発に行われた。

(7) 閉会式

閉会式では、日本代表として亙理格教授から、閉会の挨拶において、司会者、報告者、通訳者、スタッフへの感謝の弁、異なる社会的背景と直面している問題もそれぞれ個性があるが、相違ではなく、共通する理

論的課題ないしその基盤を意識し、相互理解を深めることの重要性が指摘された。そして、韓国代表の朴正勳教授が挨拶され、次回の東アジア行政法学会第14回国際学術総会は、2020年11月7・8日に、韓国・済州島西帰浦市にて開催される予定であること、また、テーマとしては、警察と公企業を考えている旨も表明された。

以上のように2日間にわたる東アジア行政法学会第13回国際学術総会は、盛会のうちに幕を閉じた。

3、論文集

報告内容をまとめた論文集は、財団事務所で保管しております。ご関心のある方に、論文集を貸し出すことにしますので、ご連絡ください。

公益財団法人国際民商事法センター

〒107-0052 東京都港区赤坂1-3-5 赤坂アビタシオンビル

TEL : (03) 3505-0525 FAX : (03) 3505-0833

E-mail : icclc-sa@js5.so-net.ne.jp

担当 : 北野